

「パブリック・コメントの全面的公開及びパブリック・コメントを尊重した 最終的とりまとめの作成を求める会長声明」

平成25年5月30日に開催された法曹養成制度検討会議（以下「法曹養成検討会議」という。）の第13回会議で同検討会議の「中間的とりまとめ」に対する意見公募に寄せられた意見の概要（以下「意見の概要」という。）が「事務局提出資料」として配布された。

ところが、この「意見の概要」では、寄せられた意見の総数（3,119通）と「中間的とりまとめ」の項目ごとに「この項目に関する意見数」と「意見の例」ないし「理由の例」が並列的に列挙されているのみで、どのような意見がどの程度の数寄せられたのかについての実数や具体的で正確な内容等が明らかにされていない。

例えば「中間的とりまとめ」第3の1(3)の「法曹養成課程における経済的支援」の項目では、実に2,421通（寄せられた意見全体の約78%）もの意見が寄せられているにもかかわらず、「意見の概要」では「司法修習生に対する経済的支援策については、修習資金の給費制（一部給費制を含む。）の実現を求める意見があった一方、貸与制はやむを得ないが、修習専念義務の緩和を求めるものなどが見られた。」と要約されるにとどまっている。

このように意見等の具体的内容や意見の内訳等を明らかにしないままに「意見の概要」及び並列的に列挙された「意見の例」のみを発表することは、国民の意思を政策に反映させるとのパブリック・コメント募集の趣旨を逸脱しており、恣意的な公開方法であると言わざるを得ない。

総務省の「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」に対するパブリック・コメントの公表は、個人名こそ匿名ではあるが、パブリック・コメントの内容がほぼ原文に近い状態で一覧表に並べられる形で公表されており、非常に透明性・公開性が高い。このような総務省の公表方法であれば、どのような意見が多数を占めているか等パブリック・コメントの実態についてかなり正確に把握することができる。

ところが、今回の法曹養成検討会議におけるパブリック・コメントの公表方法では、前述したとおり、どのような意見が大勢を占め、どのような意見が提

出されたのか等パブリック・コメントの実態がわからない。

本件法曹養成検討会議が募集したパブリック・コメントのテーマは、上記総務省のテーマと同様法曹養成制度のあり方等司法制度全般に関わる政策について国民全体の利害に直接かかわる重要な問題である。

にもかかわらず、今回のように、本件パブリック・コメントの結果についての透明性及び公開性が極めて低い場合、法曹養成検討会議の「座長試案」及び最終とりまとめ案が、本件パブリック・コメントの結果を考慮した内容であるか否か等についての検証が不可能である。

仮に、法曹養成検討会議が今後パブリック・コメントの公表をこれ以上しないということであれば、当会としては、遺憾ではあるが、検討会議における「最終とりまとめ」の作成に向けた手続そのものにつき憂慮と懸念を表明せざるを得ない。

3, 119通もの多数のパブリック・コメントが国民から意見が寄せられたことに鑑みれば、本件パブリック・コメントのテーマについての国民の関心は極めて強いのであって、寄せられた意見の総数だけでなく、意見の具体的で正確な内容や実数等は可能な限り広く公開されるべきである。

そこで、当会としては、法務省に対し、本件パブリック・コメントで寄せられた意見全てについてできる限り原文を忠実に掲載し具体的な意見内容と分布状況等の実態を明らかにすることを求めるとともに、法曹養成検討会議の「最終取りまとめ」の作成作業に当たっては民主的な見地からパブリック・コメントにより寄せられた意見等に十分耳を傾けた上で将来の司法制度の在り方に悪影響を残さないような法曹人口・法曹養成制度についての方向性を示すことを強く求める。

2013年（平成25年）6月13日

兵庫県弁護士会
会長 鈴木 尉 久